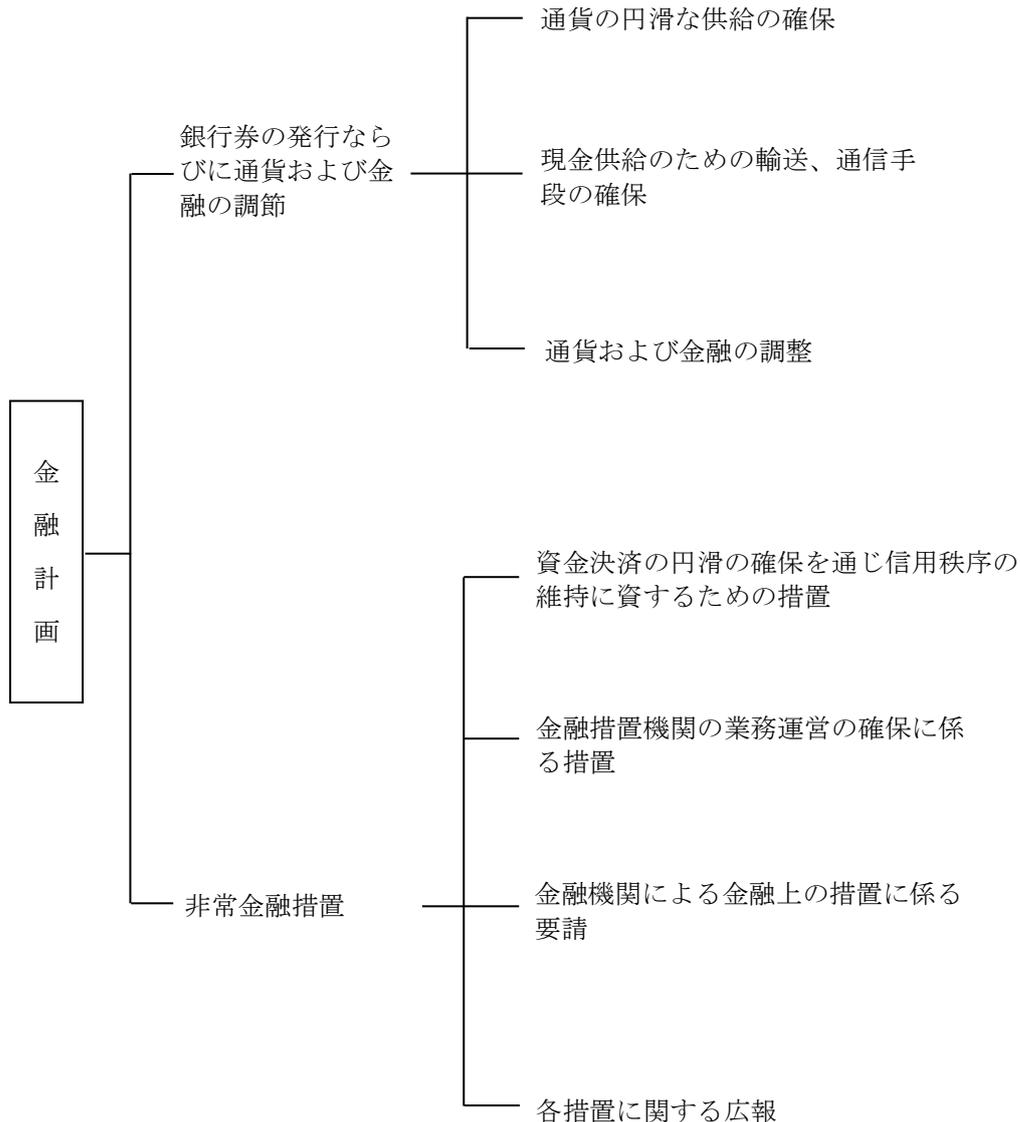


第5章 金融計画

基本的な考え方

災害の発生は、町内の産業、住民に大きな影響を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。



日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じるものとする。

第1節 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

2 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

3 通貨および金融の調整

必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

第2節 非常金融措置

1 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。

また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

2 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ必要な範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関との協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(1) 預金通帳を紛失した預金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取り扱いを行うこと。

(2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取り扱いを行うこと。

(3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実績に応じ必要な措置をとること。

(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

4 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。